

『袖ヶ浦市史研究』第23号 原稿募集要項

1. 『袖ヶ浦市史研究』刊行の趣旨

『袖ヶ浦市史研究』は、袖ヶ浦市及び西上総地域の歴史・民俗などに関する原稿を『袖ヶ浦市史研究』誌上に発表することによって、市民の袖ヶ浦市への関心を高めるとともに、これからの袖ヶ浦の文化を担う人材を発掘・養成することを目的とする。

2. 原稿の内容

- (1) 公正な歴史観に基づき、袖ヶ浦の歴史・文化・自然を中心に記述した「研究論文」、「調査報告」、「資料紹介」、「記録」、「随想」、「動向」、「書評」などであること。
- (2) 広く一般市民の目に触れることを前提として、文章はわかりやすく、一般市民に理解できるように記述したものであること。
- (3) 未発表の原稿であること。
- (4) 袖ヶ浦地域の歴史・民俗等を解明する上で、基礎的な資料・史料を紹介する原稿も含むこととする。
- (5) 原稿のテーマは、執筆者の自由とするが、概ね次のとおりとする。
 - ① 民話・伝承・民間信仰
 - ② 民俗行事・民俗芸能・民俗技術
 - ③ 神社・仏閣
 - ④ 遺跡・遺物
 - ⑤ 古街道（古東海道・鎌倉街道など）
 - ⑥ 方言・禁忌・まじない
 - ⑦ 古文書の解読・解説
 - ⑧ 地名
 - ⑨ 人物
 - ⑩ 各時代史・年表
 - ⑪ 自然（動植物・地質など）
 - ⑫ 袖ヶ浦市郷土博物館に関わる団体・個人の活動報告

3. 原稿の体裁

- (1) 別紙原稿執筆要項のとおりとする。

4. 原稿の応募

- (1) 執筆者は、年齢・性別・居住地・職業・資格を問わない。
- (2) 原稿の応募は、次のとおりとする。
 - ① 袖ヶ浦市役所職員からの寄稿等（袖ヶ浦市郷土博物館主催事業の記録も含む）
 - ② 袖ヶ浦市郷土博物館に関わる団体・個人（友の会会員・市民学芸員等）からの寄稿
 - ③ 袖ヶ浦市郷土博物館から依頼した講座の記録・資料調査報告等。
 - ④ 公募等による市内外在住者からの投稿。

5. 原稿の募集方法

原稿の募集方法は、下記のとおりとする。

- (1) 広報「そでがうら」、博物館ホームページ等により原稿を募集する。
- (2) 館内にポスター・チラシ等を配置して原稿を募集する。

6. 応募手続き及び提出期限

- (1) 原稿の応募手続きに関しては、原稿執筆予定票等により意思表示を袖ヶ浦市郷土博物館に行うとともに、原稿要旨を提出する。
- (2) 『袖ヶ浦市史研究』第23号掲載分の原稿提出期限は、令和8年3月31日とする。なお、提出された原稿は、原則として返却しない。

7. 原稿の審査等

- (1) 応募された原稿執筆予定票と原稿要旨は、袖ヶ浦市郷土博物館で内容を審査し、掲載の可否を決定する。ただし、掲載にあたっては、執筆者に原稿の修正・補筆を要請したり、袖ヶ浦市郷土博物館が文章表記の統一・調整を行う場合がある。
- (2) 原稿中に、犯罪・伝染病感染など個人情報保護にかかわる記述があった場合は、姓名等を伏字で表記することを原則とする。

8. 原稿料等

- (1) 原稿料は、袖ヶ浦市郷土博物館が原稿執筆を依頼した者以外には支出しない。ただし、執筆者には原稿が掲載された『袖ヶ浦市史研究』を贈呈する。贈呈部数は、「研究論文」が5部、その他は3部とする。
- (2) 『袖ヶ浦市史研究』の抜き刷りは原則として作成しない。執筆者から要望があった場合、当該箇所についてPDFを提供する。

9. 著作権の帰属

- (1) 『袖ヶ浦市史研究』に掲載した原稿の著作権は、著作者及び袖ヶ浦市郷土博物館に帰属する。